

EU iトレーニングセッションを受講して —ネット時代のEU資料アルキビストを目指す2日間の研修—

二 藤 岡

曲

平成20年2月21日(木)・22日(金)の2日間にわたり西日本地区におけるEUiトレーニングセッションが関西大学で開催された。今回の参加者は名古屋大学・香川大学・福山大学・金沢大学・大阪市立大学から各1名ずつと関西学院大学および本学から各3名ずつの合計11名で、講師には駐日欧州委員会広報部(東京)の市川啓子氏が来られ、インターネットによるEUサーバーに格納された豊富なコンテンツからEU資料担当者として利用者が求める必要な情報を引き出すためのスキルの研修として集中的にレクチャーされた。今回はその概要をレポートする。

* * *

プログラムの最初はEUの歴史・組織・意思決定過程についての解説とEUiの役割と義務についての説明である。

EU（欧州連合）は、1952年に創設された欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）に始まり、当初は6カ国であったものが、2007年のルーマニア・ブルガリアの加盟により、現在27カ国で構成される国家連合体である。それを構成する機関として、加盟国元首と首脳から構成される最高政治的機関としての「欧州理事会」、加盟国代表の閣僚から構成される意思決定・立法機関としての「EU理事会」、行政執行機関としての欧州委員会（The European Commission）、直接選挙によって選出されたEU市民代表としての議員からなりEUの諸活動を民主的にコントロールする欧州議会（The European Parliament）、EU法の遵守や基本条約の適切な解釈・適用を行う欧州司法裁判所（The Court of Justice）等といった機構が挙げられる。こうした行政上の知識はEU資料を扱う上で重要になってくる。[→図1]

さらに、EUの規約や協定・付属規則を読みEUの役割と義務を再確認し、EUに関する広報・研究の促進、情報の普及に努めるために守らなければならない諸事項について説明を受けた。

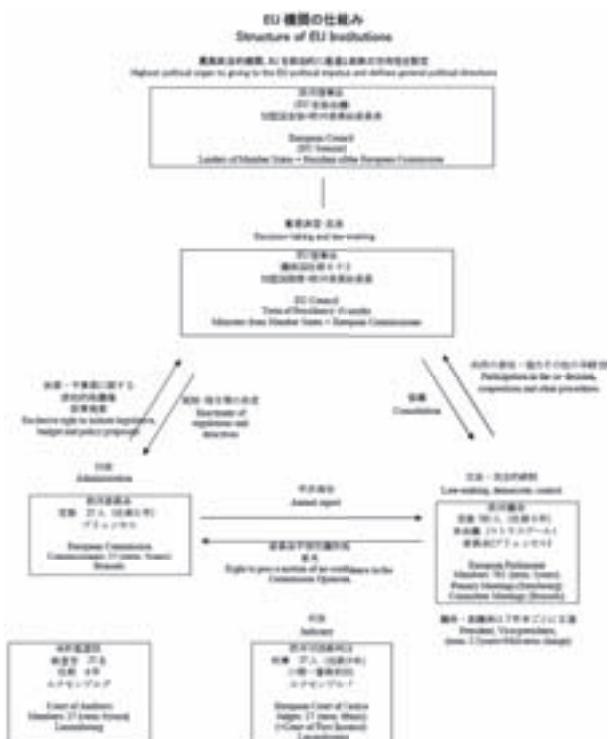


図1 EUの組織・機構の関係図（部分抜粋）

次にプログラムの2番目で、午前中の後半から午後の最初にかけて、EU公式出版物について図書館にある冊子資料を具体的に見ながら解説をされた。

特にその説明の中で、EU官報「Official Journal of the European Union」や、月例活動報告書「Bulletin of the European Union」、欧州裁判所判例集「Reports of Cases before the Court of Justice and the Court of First Instance」、欧州議会のドキュメント「European Parliament Session Documents」、欧州統計年鑑「Eurostat Yearbook」などがとりあげられ、現在多くの多くが後述のようにインターネットで容易にエンドユーザーが検索して見られるようになっているとはいえ、従来から用いられている法令番号・訴訟番号の体系や分類（およびその記号）などは、検索サイトでもその表記をもとに探索したり、ネットで探しドキュメント中にある有意の記号で資料の位置

づけを確認したりするために使われることを再認識した。現在のインターネットサイトでも旧来の分類や整理方法を踏襲しているので、EU資料ではない通常の資料であれば書誌に相当するこうした情報は依然として有効であり、行政資料特有のアーカイブの扱い方は、EU資料担当者には専門知識として不可欠であると思われた。また、出版物の送付については、ネットで見られるものが増えたため、過去に比べると大幅に少なくなっているが、その受取りの確認方法や、送付を中止しているものの中で無料送付を申し込むものなどの案内があった。

さて、プログラムの3番目に進み、現在のネット上のEU資料にアクセスするうえで、重要な役割をする「ヨーロッパサーバー」と呼ばれるEUサイトのポータルとそのコンテンツに触れていくことになる。



図2 「ヨーロッパサーバー」ポータル画面
URL (<http://europa.eu/>) でEUの23公用語の一覧がある言語選択画面に入り、英語を選択することでこの画面にたどり着く。

図2の画面の中でも、特に注目したいのが中央から下部にかけて広がる4つのタブを選択することで表示が切り替わるコーナーである。タブの左側から①「ACTIVITIES」(分野別政策へ)
②「INSTITUTIONS」(機関別コンテンツへ)
③「DOCUMENTS」(公式資料の探索へ)
④「SERVICES」(各種情報サービスへ)

となっており、マウスカーソルを当てるだけでこれらの4画面の間で瞬時に入れ替わるようになっている。主題的なコトバから当たりをつけて探す場合はカテゴリーが並ぶ①「ACTIVITIES」の画面から入っていけばよいし、欧州議会や欧州委員会といった

機関・組織から内容を探す場合は、②「INSTITUTIONS」から辿っていけばよい。

一方、法令・判例といった法文献や出版物といったような資料形態から探す場合は③「DOCUMENTS」のメニューを使い、統計や世論調査等その他の情報サービスへのアクセスとして④「SERVICES」のメニューが用意されている。

ここで、そのうちの③「DOCUMENTS」に含まれており、EU資料で中核となる法関連文献の探索に欠かせないEU法情報のポータルサイトとなるEUR-Lexについて見ていくことにする。

図3 EUR-Lexの検索結果一覧表示

法情報といっても、法令や判例だけでなく、EUの機関の意思決定でやり取りされる公文書類が調べられるので、EUR-Lexを用いてEUの広汎でオフィシャルな諸活動をここから知ることができる。例えば、「リスボン戦略」と言われる欧州理事会が採択した経済改革から派生した最近のエネルギー政策に関する動きを知りたいというときに、このEUR-Lexを使えばEU官報「Official Journal …」のCシリーズに収載される欧州委員会の法令提案(proposal)が検索されて導き出され、その詳細(フルテキスト)を入手することができる。[→図4]

またEUR-Lexの補遺版的な位置づけのPre-Lexと呼ばれるサイトでは、欧州委員会が提出した法案が採択されるまでにEU理事会や欧州議会で審議される過程で提出された文書が検索できるのだが、その経過を表す図が検索結果の画面にグラフィカルに示され、中途のどのあたりで審議されているときのものかということが視覚的に把握できるのが面白い。[→図5]



図4 EUR-Lexの検索結果からフルテキストの欧州経済社会評議会（European Economic and Social Committee）による意見書（Official Journal C 256 27.10.2007 p.11-）をPDF文書で入手する。



図5 PRE-Lexの検索結果の例。画面中上部に右側へ縦模様の棒状に伸びるグラフが時系列を示し、その上側の色付きの帯の中の青い小さな点が文書の制作された時点を示しており、そこから文書へアクセスができる。

他にもEUの情報を提供するうえで重要なサイトとして、欧州委員会統計局のEU統計情報サイトEUROSTATや、プレスリリース等のメディアへの情報発信の内容を検索できるRAPID、そして日=EU間関係の公的情報を得ることができる駐日欧州委員会代表部のサイトなどをひととおり紹介してもらい、次の4番目のプログラムであるEU情報の探索の実践～練習問題によるトレーニングへつなが

っていくことになる。

20問用意された練習問題では、全国のEUiが利用者から参考調査依頼を受けそうなテーマとしてEUが取り組む今日的課題一例えば、環境問題や移民～雇用問題といった政策や、EU拡大～加盟条約や多数国を抱える欧州議会の議事運営のしかた—といった独特な問題について焦点が当てられているものが多く在った。調査においては、求められている情報の内容を分析し、前述の「ヨーロッパサーバー」からテーマごとに欧州委員会の部局（日本政府でいう省庁にあたる）のサイトにアクセスしてその詳細な説明をリンクを辿って検索してゆくことになる。しかし、そのようなディレクトリを行き来してリンクの引き回しで探索が終わるというものではなく、EUR-Lexなどを使った公的文書の探索・解析や、EUROSTATによる統計データの抽出を組み合わせて多元的に参考資料を“抉り出す”やり方は、一般市民のエンドユーザーがネットサーフで興味本位に調べるのとは違って、研究者などに資料提供する際に、ひとつに完結しない重層的な事実やそれらの中に含まれる差異に関する資料を提供する際に実力を発揮するように思われた。例を挙げると、「EU加盟国のうち指令94/80/ECを国内法に置き換えていない国を知りたい」という例題が用意されていたが、これがカウンターでの対応であれば、「指令94/80/EC」（定住外国人の被選挙権に関する法案）を知りたいとか、それを加盟国ごとに翻訳されたものを探したいという具合に、利用者がその法案の内容そのものを求めているかのようにレファレンス相談をしてくるように思われる。そして、その調査ではGoogleなどサーチエンジンで一括してネット上に公開されている文書から雑駁に探したり、逆に丁寧にやろうとして、EUサイトで23種類ある各公用語のページにアクセスし、EU市民の憲法で保障される参政権についての内容の各言語のページにその法案を探して回るという途方もなく困難な探索を強いられることになるはめになりそうだ。しかし、前述した一般者向けにフリーアクセスで提供されているEUR-Lexの検索結果には、こういう質問にあたかも直接回答するように「national implementing measures」（=仏語の「MNE: mesures nationales d'exécution」という機能の名称から来ている）という項目が設けられており、単に法案を知るだけではなく、法案公布の後の施行された国の状況をも導き

出してくれる。つまりデータの中にEU加盟国とのつながりや同時進行性（そううまくはシンクロしないところを含めて）を確認できるような情報が加わっており、多角的に考察していく材料を与えてくれる。
[→図6]



図6 EUR-Lexの検索結果中にある「MNE」（加盟国での施行状況）から情報を引き出したところ。ドイツや英国などでは「NO REFERENCE…」となっており、国内法へ置き換えていない状況が見て取れる。

しかしながらである。自論で話が逸れて恐縮だが、こうした細かく行き届いた専門的な機能があっても、使いこなせる人というのはごく僅かだろう。そのためにこうした研修の場を設けるのも大切なことだが、そういう専門家養成だけではEU情報の探索は普及しないし、ひいては多民族社会のような場のプルーラル（複元的）な知的環境への理解が日本のような他の社会に浸透していかないだろうと思う。Googleのようなサーチエンジンというデータベースが市民権を得るということは、その社会の知識をどこかに溜めて置いて、必要なときに引き出して生活のいろいろな場面で役立てる装置が定着したことを意味する。僕が夢想するのは、エンドユーザーが先ほどの練習問題の途中で懸念したように、知りたいことから迂回したりズレたりしないで、直接思いのままに知識を抽出して自己知識に組み込んでいけるようなデータベースが手近にある環境である。

そこで思い出すのが、昨年5月に慶應大学で行われたEU資料担当者の総会「EUセミナー」の一幕のことである。或る参加校のEU担当者から日本語版のEU情報サーチエンジンを駐日欧州委員会サイトなどに作ってほしいという提案が出された。「Google パブリックサービス検索検索」のような、サーチのシステム自体は出来合いのものを借りることで無料同然で短時間で実現できる。その結果一覧やその詳細表示については検索された文書データごとの言語に依存するが、サーチエンジンのインターフェイスだけを日本語でEU情報探索向けに特化してカスタマイズし、学生や研究者に対して検索して自分の手で探索する楽しさをアピールしようというのである。（同じようなインターフェイスに日本語ローカライズ版があるデータベースは、本学の契約した文献データベースでは「FirstSearch」「CSA Illumina」「SpringerLink」等が挙げられる。）さて、その場では進行役の市川氏はアルキビストとしての立場上、サーチエンジンでEU資料探索を完結するのは愚挙であり、それを推進するような方策の導入には慎重であろうとしているのか、その提案については「持ち帰って検討する」という旨の対応をして話題にするのを最小限に抑えていたように記憶している。しかし、それにしても出色なアイデアで印象的であった。

これで、引かれる側のEUサイトの方も、サーチエンジンによって見渡せるようなつくり方を全領域で行っていれば、なにもEUR-LexだのEUROSTATだの個々に独自の造り込みをしなくても広汎な情報をユーザーに引き出してもらえるようになるし、SEO（検索エンジン最適化）を考慮してサイト制作をすればアクセスしてくるユーザーに向けて重要なEU情報がもっとスピーディに（自然かつ自発的に）伝播していくはずである。これは憶測に過ぎないが、たぶんヨーロッパサーバーはそんないわゆる“アメリカ的”な発想を排除して作られているだろうから、ウェブでの情報公開の在り方としては遅れしていくのではないかと思った次第である。（余談だが、そんなふうに思っていたら、それでもない面にも気がついた。動画配信サイトYouTube内に、なんとEUが発信者となっている「EU Tube」というEU関連トピックコーナーが作られているのを発見した！トレーニングセッションにおいては取り上げられていなかったが、この発想の柔らかさと新しいものを取り込む意欲には脱帽。[→図7]）



図7 EU Tube (<http://www.youtube.com/eutube>)
ダジャレ的展開だが、なんとも意外な取り合せに
奇妙な共感を覚える。

閑話休題。トレーニングセッションのプログラムの中核となるEU資料探索演習では、答案作成に充分な時間を割けない上に、パソコン上で操作実習しながらの模範解答提示とその解説があわただしく行われ、ノートに記録をとれないなど消化不良気味となつたが、その内容には是非とも復習して修得し、カウンターの参考調査業務などで役立てたい探索のスキルが詰め込まれていて、充実した時間となつた。

* * *

最後になるがトレーニングセッションを終えて、これからEU iの活動に眼を向けてみたい。

先に言及した5月の「EU iセミナー」についてであるが、2008年度は本学が当番校として会場提供および全体司会をするなどホスト役を務めることになる。

それと前後して、フレンドシップウイークというEUに関するパネル展示などのイベントを企画し、利用者とのコミュニケーションを図るキャンペーンを開催することを要請されている。(トレーニングセッションではそのプレゼンテーションの材料となるようなファイルを集めたEUサイトのコーナー紹介もあり、そうした企画を盛り上げようと市川氏もエールを送っていた。)

また、EU情報発信が冊子からインターネットに移行したことにより、資料の整理業務や利用者への資料提供といった従来的な業務からある程度は解放されたことと引き換えに、新しい役割（例えば、他の機関とパートナーシップ協定を結んで、EU情報の活用や交換を相互関係の中で展開していくことなど）を担うことも要請されている。

1983年の図書館のEU資料センター寄託以来続いてきたこのひとつの図書館業務は、以上のような状況の中でひとつの節目を迎えていることを認識していただきたく思いつつ、レポートを終えることにする。

(ふじおか ゆたか 図書館事務室)